明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○商業統計調査規則及び特定サービス産業実態調査規則を廃止する省令（経済産業一四）　一

〔告　示〕

○経済センサス基礎調査規則に基づく、甲調査の調査票の様式及び商業統計調査規則に基づく調査票の様式を廃止する件（総務・経済産業三）　一

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三五）　二

○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産四〇九）　二

○生産業者の住所の変更に係る届出があった件（同四一〇）　二

○肥料の登録が失効した件（同四一一）　二

○商業統計調査規則に基づき、準備調査名簿の様式を定めた件及び特定サービス産業実態調査規則に基づき、特定サービス産業実態調査票の様式を廃止する件（経済産業二〇）　二

○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（国土交通一五三～一五八）　五

○国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件（同一五九～一六五）　七

○道路に関する件（北陸地方整備局七）　八

〔国会事項〕

内閣　最高裁判所　八

〔人事異動〕

内閣　最高裁判所　八

〔皇室事項〕

登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　九

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　一〇

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示（同）　九

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示（同）　一〇

登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示（同）　一〇

登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示（同）　一一

〔官庁報告〕

官庁事項

国家試験

令和元年度管理業務主任者試験の実施について（国土交通省）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁　一二

押収物還付、登録包括信用購入あっせん業者の営業の廃止、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止関係

裁判所　一二

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、会社更生、再生関係

会社その他　一三〇

省　令

○経済産業省令第十四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、商業統計調査規則及び特定サービス産業実態調査規則を廃止する省令を次のように定める。

令和元年六月十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

商業統計調査規則及び特定サービス産業実態調査規則を廃止する省令

商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）及び特定サービス産業実態調査規則（昭和四十九年通商産業省令第六十七号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。